

縄文遺跡群都市景観形成地域

景観形成計画（案）



令和3年(2021年)7月予定
函館市

〈目 次〉

第1部 縄文遺跡群都市景観形成地域の概要	1
1 概要	1
2 位置づけ	2
3 景観特性	2
4 現況	2
5 景観形成上の課題	2
第2部 景観形成計画	3
1 基本方針	3
2 基本目標	3
3 計画の対象	4
4 施策の方向	4
5 景観形成の手法	4

第1部 縄文遺跡群都市景観形成地域の概要

1 概要

本地域は、遺跡が所在する地区毎に垣ノ島遺跡地区と大船遺跡地区に分かれており、主に海岸段丘上に立地し、水産資源豊富な太平洋に面し、後背地に森林資源に恵まれた落葉広葉樹の森が広がっています。

地域内に所在する史跡垣ノ島遺跡と史跡大船遺跡は縄文時代の集落遺跡で、竪穴建物跡や盛り土遺構など多数の貴重な遺構や遺物が確認され、国指定の史跡となっている重要な遺跡であることから、人類にとって貴重な文化資産として、ユネスコ世界文化遺産への登録をめざしており、本遺跡群と周辺は、一体となって縄文時代を感じさせる遺跡景観を有する地域となっています。

① 垣ノ島遺跡地区

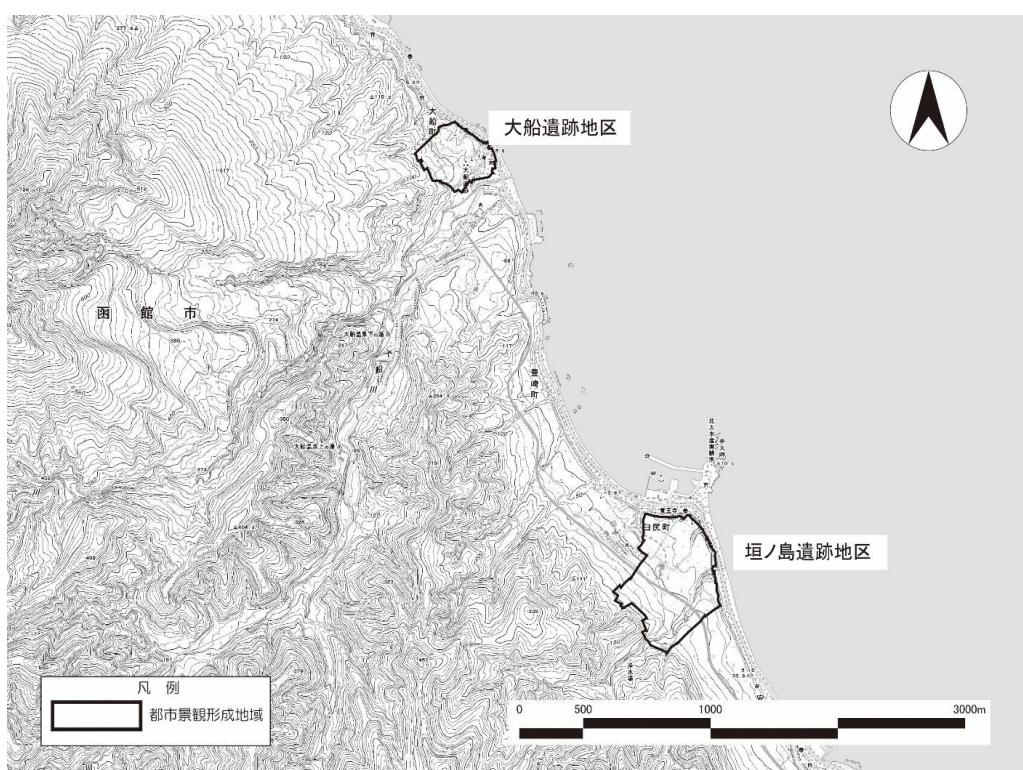
垣ノ島遺跡は、太平洋に面した高台に位置する縄文時代早期前半から後期後半（紀元前7,000年～1,000年頃）の約6千年間の長期にわたる定住を顕著に示す拠点集落であるとともに、長さ190mを超える大規模な盛り土遺構をはじめ、副葬品の足形付土版や竪穴建物跡から儀礼に伴う道具が数多く出土するなど、当時の精神性を示す遺構や遺物が数多く見つかる貴重な遺跡です。

本地区は、この垣ノ島遺跡の価値を持続的に保護するために必要な地域であります。

② 大船遺跡地区

大船遺跡は、太平洋に面した高台に位置する縄文時代前期後半から中期後半（紀元前3,500年～2,000年頃）の大規模な集落遺跡で、これまでに100棟以上の竪穴建物跡、盛り土遺構、土抗群等が確認され、深さ2mを超える大型の竪穴建物が特徴です。東北地方や北海道中央部からもたらされた土器や石器などの遺物が出土していることから、活発な交易が行われ、地域の拠点集落として栄えたことが窺える遺跡です。

本地区は、大船遺跡の価値を持続的に保護するために必要な地域であります。



縄文遺跡群都市景観形成地域

「国土地理院地図を加工して作成」

2 位置づけ

本地域は、垣ノ島遺跡と大船遺跡の価値を持続的に保護するため、遺跡毎に必要不可欠なものであり、遺跡と一体となって縄文時代の佇まいを感じさせる遺跡景観を有しています。

地域内では地域住民の生活や生業が継続しており、住民の理解と協力のもとで遺跡景観が保全されています。

また、先に策定した「史跡垣ノ島遺跡保存管理計画」、「史跡大船遺跡保存管理計画」において、地域住民に身近な文化的資源を、地域の視点、地域の価値で取り上げ、その拾い上げた資産の管理を行政のみに頼らず、行政を含む地域社会全体が官民協働で守り継承しようとする考え方に基づき、史跡を「市民遺産」として位置付け、広く社会に浸透させるよう普及啓発に努めることとしています。

本遺跡群は長い年月をかけて先人たちが築き上げてきた歴史の賜であり、市民の誇りの根幹をなすものであります。

そこで本計画では、本地域を縄文遺跡のシンボル核と位置づけ、遺跡を中心とした景観保全や縄文時代の歴史性を活かした豊かなまちづくりをめざします。

3 景観特性

本地域には、垣ノ島遺跡と大船遺跡が所在し、その周辺には縄文時代と変わらない地理的・自然的環境が残っていることから、地域全体の景観特性を縄文の遺跡景観としてとらえることができます。

4 現況

本地域は、遺跡と一体となって縄文時代の佇まいを感じさせる良好な遺跡景観を有する一方、現代的構築物として、住居や作業所、鉄柱等が設置されているとともに、沿岸住民の災害時避難路を確保するための臨港道路や国道バイパス道路の建設計画が進められています。

5 景観形成上の課題

本地域の景観形成にあたっては、遺跡景観の保全とともに、地域の状況をふまえた生活環境の向上を図る必要があります。

それは地域住民の遺跡景観の保全意識の醸成を図る上でも重要であり、地域への愛着や地域の豊かさを生みだすことにつながっていきます。

遺跡を中心とした景観保全や縄文時代の歴史性を活かした豊かなまちづくりをめざし、本地域をより魅力あるものとすることが、景観形成上の大変な課題となります。

第2部 景観形成計画

1 基本方針

本地域は、遺跡の価値を持続的に保護するために必要不可欠な地域であり、本市の縄文遺跡のシンボル核と位置づけていることから、景観形成を推進するにあたり、遺跡を中心とした本地域の景観保全や縄文時代の歴史性を活かした豊かなまちづくりをめざします。

2 基本目標

遺跡を中心とした本地域の景観保全や縄文時代の歴史性を活かした豊かなまちづくりを実現するため、次の3点を基本目標とします。

① 地理的・自然的な環境の維持

本地域の立地環境は、縄文時代の生業と密接に関わるとともに、当時の人々の世界観が強く反映していたものと推測され、重要な価値が認められます。そのため、地形、水源水脈、木竹などの地理的・自然的な環境を維持します。

② 眺望景観の保全

縄文時代の環境をイメージしやすい景観の維持と創出を行い、遺跡内外からの眺望を保全します。

③ 遺跡と生活環境が調和した景観形成の実現

地域内には、住居や作業所など地域住民の日常生活が営まれています。そのため、遺跡景観に配慮しながら豊かな生活を行うことができるよう誘導を図り、遺跡と生活環境が調和した景観形成を実現します。



垣ノ島遺跡地区



大船遺跡地区

「国土地理院地図を加工して作成」

3 計画の対象

本計画は、本地域の全域を対象として、景観形成の方向を明らかにし、遺跡と調和のとれた景観の形成を図ることを目的とします。

4 景観形成の方向

- ・ 現在の良好な地理的・自然的環境の保全
- ・ 建築物、工作物の建築行為および開発行為等に対する規制・誘導
- ・ 事前協議制度の活用
- ・ 既存の現代的構築物を遮蔽するための植栽
- ・ 遺跡存立時の樹種の植栽による修景

5 景観形成の手法

函館市都市景観条例および函館市景観計画による景観形成の手法を以下のとおり整理します。

① 景観形成基準の設定

地域内の建築行為や開発行為等について、「景観形成基準」を設定します。

② 事前協議

地域内の建築行為や開発行為等について、景観法に基づく届出に先立ち、計画の初期段階において行為を行おうとする者と市が事前協議を行うことにより、適切な景観誘導を図っていきます。

③ 助言・指導・勧告・命令

地域内の建築行為や開発行為等について、景観形成基準に基づく助言・指導・勧告・命令を行うことにより、眺望景観の保全と良好な景観の形成を図っていきます。

④ 景観形成に資する公的事業の展開

市など公的機関が実施する公共事業にあっては、景観の形成に充分な配慮が必要であるのはもちろんのこと、市民等による景観形成を先導していく意味でも、積極的に事業を展開し、実施します。

これらの運用に際しては、必要に応じて函館市都市景観審議会の意見を聴きながら進めていくこととします。